

東京都特別支援教育推進計画（第二期）

第三次実施計画

～共生社会の実現に向けた特別支援教育の推進～



令和7年3月



東京都教育委員会

本冊子の表紙、裏表紙、中扉に第9回東京都特別支援学校アートプロジェクト展（令和7年1月7日～1月17日）に展示された全51作品を掲載しています。

＊ 東京都教育委員会は、都内の特別支援学校に在籍する児童・生徒が制作した芸術作品を発信する機会を設けることにより、芸術活動への意欲喚起や才能の早期発見と伸長を図るとともに、広く都民の障害者への理解促進に取り組んでいます。

掲載場所	作品名	氏名	氏名 学校名・学部・学年
上段左	ふたり	中村 夏江	都立大塚ろう学校小学部 6 年
上段右	すきないろをつかってちからづよくかいた	市村 慶太	都立調布特別支援学校中学部 1 年
中段左	Grand Trine	藤田 涼太郎	都立中野特別支援学校高等部 2 年
中段右	九尾のキツネ	太田 聖海	都立足立特別支援学校高等部 2 年
下段左	紅	朝倉 龍	都立八王子南特別支援学校高等部 1 年
下段右	藤原豆腐店	磯島 真夜	都立武蔵台学園高等部 2 年

はじめに

東京都教育委員会は、東京都における特別支援教育推進の基本的な方向を示す「東京都特別支援教育推進計画」(平成16年11月)等に基づき、発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒に対して実効性のある取組を進めてきました。

平成29年2月には、共生社会の実現に向けた教育を基本的な理念に掲げ、特別支援教育の更なる充実を図るため、10年間の長期的な方向性を指し示す「東京都特別支援教育推進計画(第二期)」を策定し、第一次・第二次実施計画の下、子供一人ひとりの違いを個性として受け止めながら、障害による困難さのため支援を必要とする子供たちへの指導・支援の充実を図り、着実に取組を進めてきました。

子供たちが共に学び、共に伸びるためには、これまで培ってきた特別支援教育の強みを生かしつつ、インクルーシブな教育を更に推進していくことが必要です。そのためには、障害の種別・程度に関わらず、地域で安心して暮らせる社会の構築を目指し、様々な心身の特性や考え方について理解を深め、学校・家庭・地域・区市町村・関係機関等が互いに連携しながら、社会全体で子供の成長を支援していくことが重要です。こうした考えの下、これまでの取組に加え、新たな取組にも着手してきたところです。

令和6年10月には、特別支援教育の更なる充実に向けて具体的な施策を取りまとめた「東京都特別支援教育推進計画(第二期)第三次実施計画(素案)」を公表し、子供を含め、多くの方から様々な御意見をいただきました。

こうした御意見も参考に検討を重ね、東京の特別支援教育を一層充実していくため、「東京都特別支援教育推進計画(第二期)第三次実施計画」を策定しました。

都教育委員会は、障害のある幼児・児童・生徒の自立と社会参加と共生社会の実現を目指し、本計画の着実な推進を図るため、各施策に取り組んでまいります。保護者の方々をはじめ、教育関係者、都民の皆様の一層の御理解・御支援を頂きますよう、お願い申し上げます。

令和7年3月

東京都教育委員会

目 次

第1部 第三次実施計画の基本的な考え方

第1章 東京都特別支援教育推進計画(第二期)の策定

- 1 東京都における特別支援教育に関する計画の策定と取組 4
- 2 東京都特別支援教育推進計画(第二期)の策定 6

第2章 第三次実施計画の策定

- 1 東京都を取り巻く状況の変化 12
- 2 第三次実施計画の策定の考え方 16
- 3 第三次実施計画の計画期間 21
- 4 国・都・区市町村が一体となった特別支援教育の推進 21
- 5 第三次実施計画における施策の体系 24

第2部 第三次実施計画の具体的な展開

第1章 特別支援学校における特別支援教育の充実

- 1 主体的・積極的な社会参画に向けた個に応じた指導・支援の充実 32
- 2 多様な教育ニーズに応える特色ある学校づくりの推進 41
- 3 質の高い教育を支える教育環境の整備・充実 56

第2章 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実

- 1 小学校・中学校における特別支援教育の充実 72
- 2 都立高校等における特別支援教育の充実 81

第3章 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進

- 1 変化する社会において自立して生きるための力の育成 90
- 2 デジタルを活用した教育活動の展開 103
- 3 豊かな心と健やかな体を育むためのスポーツ・芸術教育等の推進 111

第4章 特別支援教育を推進する体制の整備・充実

- 1 専門性の高い教員の確保・育成 120
- 2 学校や区市町村に対する総合的な支援体制の充実 134
- 3 関係機関等との連携強化及び特別支援教育の理解促進 146

別添

- 1 第二次実施計画の実施状況報告 156
- 2 参考資料 172

第1部

第三次実施計画の基本的な考え方

第1章 東京都特別支援教育推進計画（第二期）の策定

第2章 第三次実施計画の策定



掲載場所	作品名	氏名	氏名 学校名・学部・学年
上段左	なにができるのかな	角田 泰士	都立大塚ろう学校小学部 6 年
上段右	彷徨う	福島 四季	都立七生特別支援学校高等部 2 年
中段左	ザリガニ	友縄 俊弥	都立足立特別支援学校高等部 3 年
中段右	ロイヤル パレス	安間 汀翔	都立練馬特別支援学校高等部 3 年
下段左	自分	綱島 優人	都立八王子西特別支援学校高等部 1 年
下段右	みあげてごはん	豊村 健心	都立府中けやきの森学園高等部 3 年

第1章

東京都特別支援教育推進計画(第二期)の策定

1 東京都における特別支援教育に関する計画の策定と取組

(1)「東京都特別支援教育推進計画」の策定

平成19年4月の学校教育法の一部改正により、従来の「特殊教育（心身障害教育¹）」から「特別支援教育」への転換が図られました。特別支援教育は、発達障害を含めて、特別な支援を必要とする児童・生徒等が在籍する全ての学校において実施されることとなりました。

これに先立ち、都教育委員会は、平成15年3月に国が示した「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」や平成16年6月の障害者基本法の改正等を受け、これからの都における特別支援教育の推進に関する展望を明らかにする総合的な計画として、平成16年11月に東京都特別支援教育推進計画を策定しました。

具体的には、第一次実施計画（平成16年度～平成19年度）、第二次実施計画（平成20年度～平成22年度）及び第三次実施計画（平成23年度～平成28年度²）に基づき、都立特別支援学校の再編整備、個に応じた指導・支援の充実、発達障害教育の推進、特別支援教育の支援体制の整備など、特別支援学校のみならず、都内公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程（、「小・中学校」という。）並びに都立高等学校及び都立中等教育学校後期課程（以下「都立高校等」という。）を含めた全ての学校において特別支援教育の推進に取り組んできました。

(2)「東京都発達障害教育推進計画」の策定

東京都における発達障害教育は、東京都特別支援教育推進計画（平成16年11月）に基づき、特別な支援を必要とする児童・生徒等が在籍する全ての学校において推進してきました。平成17年4月に発達障害者支援法が施行され、平成19年4月には学校教育法の一部改正により、特別支援教育の対象が、発達障害を含めた障害のある幼児・児童・生徒となりました。

また、通常の学級において発達障害の可能性があると考えられる児童・生徒が一定割合在籍すると考えられることなどから、全ての公立学校において発達障害教育の充実を図っていくため、平成28年2月に、平成28年度から令和2年度までの5年間を計画期間とする東京都発達障害教育推進計画を策定しました。

¹ 特殊教育と同義。心身障害教育は都独自の名称である。特別支援教育への転換まで、小・中学校に在籍する障害のある児童・生徒への教育を行うために設置する学級を、国は「特殊学級」としていたが、都は「心身障害学級」と呼んでいた。

² 平成22年の第三次実施計画策定時に計画期間を平成28年度までとし、3年延長した。

この計画において、小・中学校全校に特別支援教室³を設置することとし、それまで、通級指導学級で行ってきた特別な指導について、対象の児童・生徒が在籍校で受けられるようにするとともに、都立高校等においても、通級による指導や教育課程外での特別な指導・支援を実施するなどの取組を進めてきました。

³ 通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする自閉症者、情緒障害者、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者を対象とし、教員が巡回指導することによって、特別な指導を在籍校で受けられるようにするための教室。指導時数は、障害の状態に応じて、週1単位時間から週8単位時間まで（学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については月1単位時間から可能）としている。なお、指導上の必要により在籍校以外で指導を受ける方が効果的な児童・生徒は、他校に設置されている特別支援教室で指導を受けることも可能である。

2 東京都特別支援教育推進計画（第二期）の策定

（1）推進計画（第二期）策定の背景

平成22年11月の東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画の策定以降、障害者基本法の改正（平成23年）や障害者権利条約の発効（平成26年）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行、発達障害者支援法の改正（平成28年）など、障害者や東京都を取り巻く状況は大きく変化しました。

国では、障害者権利条約第24条に規定されたインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組が進められ、平成24年7月には、中央教育審議会初等中等教育分科会により、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が示されました。

こうした状況も踏まえ、都教育委員会では、東京都特別支援教育推進計画や東京都発達障害教育推進計画に基づき、就学相談において、本人及び保護者との合意形成を図りながら、一人ひとりの障害の程度や状態等に即して適切な就学先を決定できるよう、区市町村を支援するとともに、都立特別支援学校、小・中学校、都立高校等において個に応じた指導・支援を充実するなど、特別支援教育の着実な推進を図ってきました。

計画期間終了後も引き続き特別支援教育を推進していくため、新たな特別支援教育推進のための長期計画として、東京都特別支援教育推進計画（第二期）（以下「推進計画（第二期）」という。）を策定することとしました。



東京都特別支援教育推進計画（第二期）第一次実施計画



東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画

(2) 推進計画(第二期)の策定と基本理念

都教育委員会は、東京都特別支援教育推進計画の計画期間終了後における都の方向性を示すため、平成29年2月に、平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間とする推進計画(第二期)を策定しました。

また、平成29年度から令和2年度までの4年間を計画期間とする推進計画(第二期)第一次実施計画(以下「第一次実施計画」という。)を併せて策定し、具体的取組の内容や実施時期を明らかにしました。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応から、計画期間を1年間延長し、推進計画(第二期)は令和9年度まで、第一次実施計画は令和3年度までとしました。

推進計画(第二期)では、障害のある人も障害のない人も共に尊重し合いながら活躍できる共生社会の実現に向け、特別支援教育を更に推進し、障害の種類や程度にかかわらず、より一層社会に参加・貢献できる人材を育成することを基本理念としています。

基本理念

共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人ひとりの能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献[※]できる人間を育成

※ここでは、障害のある人々が何らかの形で社会とつながっており、その生きる姿が周囲の人々に様々な形で良い影響を及ぼしている状況を含め、「貢献」と表現している。

(3) 推進計画（第二期）の四つの施策の方向性

推進計画（第二期）の基本理念の実現に向け、以下の四つの方向性に沿って施策を進めています。

〈共生社会の実現に向けた全ての学びの場における特別支援教育の充実〉

・全ての障害のある幼児・児童・生徒が自分らしい生き方を見付け、将来の夢や希望を実現するため、全ての学びの場における指導と教育環境を更に充実

施策の方向性Ⅰ 特別支援学校における特別支援教育の充実

障害のある幼児・児童・生徒の社会参加や社会貢献を円滑に実現できるよう、特別支援学校の指導内容・方法や合理的配慮の提供、基礎的環境整備の充実を図ります。

施策の方向性Ⅱ 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実

小・中学校及び都立高校等に在籍する障害のある児童・生徒が、障害の状態や教育ニーズに応じた指導・支援を受けられるよう、指導内容・方法や合理的配慮の提供、基礎的環境整備の充実を図ります。

〈未来の東京を見据えた特別支援教育の推進〉

・防災教育やスポーツ・芸術教育など、未来の東京や社会の変化を見据えた教育を新たに推進

施策の方向性Ⅲ 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進

主権者教育や防災教育、心身の健全育成などの取組を推進するとともに、障害者スポーツや芸術文化への興味・関心を高め、社会に参加・貢献できる人間を育成します。

〈特別支援教育を支える基盤の強化〉

・教員の専門性向上や区市町村教育委員会への支援の充実など、特別支援教育の基盤を一層強化

施策の方向性Ⅳ 特別支援教育を推進する体制の整備・充実

質の高い特別支援教育を推進するため、教員の専門性向上や学校・区市町村への支援の充実、関係機関との連携強化を図るとともに、広く都民の理解を促進する体制を整備します。

(4) 推進計画(第二期)の目指す将来像

推進計画(第二期)では、四つの施策の方向性ごとに目指す将来像を示すとともに、その実現に向けた今後の施策の展開を明らかにしています。

施策の方向性Ⅰ 特別支援学校における特別支援教育の充実

【将来像】

- 特別支援学校に在籍する全ての幼児・児童・生徒が、視野や関心を広げるための教育を受け、自らの将来について明確な目標を持ち、その実現に向けて、生き生きとした学校生活を送っている。
- 全ての特別支援学校において、充実した教育環境の中、幼児・児童・生徒一人ひとりの障害の種類・程度や多様な教育ニーズに応じた専門性の高い指導・支援が行われ、それぞれの有する能力が最大限に高められている
- スポーツや芸術など様々な場面における交流活動等を充実することで、特別支援学校と小学校、中学校、都立高校等の幼児・児童・生徒が、お互いに理解し合い、尊重し合う心を育んでいる。

【今後の施策の展開】

- 1 主体的・積極的な社会参画に向けた個に応じた指導・支援の充実
- 2 多様な教育ニーズに応える特色ある学校づくりの推進
- 3 質の高い教育を支える教育環境の整備・充実

施策の方向性Ⅱ 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実

【将来像】

- 小学校、中学校及び都立高校等に在籍する障害のある児童・生徒が、充実した教育環境の下で、適切な合理的配慮の提供を受けながら、専門性の高い指導・支援によって、着実にその力を伸長させている。
- 発達障害のある児童・生徒に対して、切れ目なく、継続性のあるきめ細かな指導・支援が行われ、児童・生徒一人ひとりが、自尊感情を培いながら、社会で活躍するための力を身に付けている。

【今後の施策の展開】

- 1 小学校・中学校における特別支援教育の充実
- 2 都立高校等における特別支援教育の充実

施策の方向性Ⅲ 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進**【将来像】**

- 主権者教育、防災教育の充実やICT機器の活用など、社会状況の変化に即した特別支援教育を推進することで、障害のある幼児・児童・生徒が、変化する社会に的確に対応しながら、自立して生きるための力が育まれている。
- 障害のある幼児・児童・生徒が、スポーツや芸術活動への取組を通じて自己実現の場を広げ、その才能を十分に発揮するとともに、豊かな心や健やかな体が育まれている。
- 障害のある幼児・児童・生徒が、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に様々な形で関与することを通じて、豊かな国際感覚を醸成し、経験や感動を将来の意欲へとつなげるなど、幼児・児童・生徒一人ひとりに人生の糧となる掛け替えのないレガシーが残されている。

【今後の施策の展開】

- 1 変化する社会において自立して生きるための力の育成
- 2 デジタルを活用した教育活動の展開
- 3 豊かな心と健やかな体を育むためのスポーツ・芸術教育等の推進

施策の方向性Ⅳ 特別支援教育を推進する体制の整備・充実**【将来像】**

- 特別支援教育に対する意欲に満ちあふれ、教科や自立活動の指導に精通した専門性の高い教員が多数育成されている。
- 都教育委員会及び区市町村教育委員会の相談機能が強化されるとともに、保護者の意向を踏まえながら、客観性や透明性の高い仕組みによる就学・入学決定が行われることで、障害のある幼児・児童・生徒が、その能力を最大限に伸ばすることができる学校で学んでいる。
- 保護者や地域に信頼される学校づくりの取組や教育、保健、医療、福祉、労働など関係機関等との連携が充実するとともに、地域や都民の共生社会への理解が進むことで、障害のある幼児・児童・生徒を、社会全体で支援する体制が強化されている。

【今後の施策の展開】

- 1 専門性の高い教員の確保・育成
- 2 学校や区市町村に対する総合的な支援体制の充実
- 3 関係機関等との連携強化及び特別支援教育の理解促進

第2章

第三次実施計画の策定

1 東京都を取り巻く状況の変化

(1) 社会状況の変化

令和4年3月の東京都特別支援教育推進計画(第二期)第二次実施計画(以下「第二次実施計画」という。)の策定以後、デジタル化の進展や国際情勢の不安定化など、子供たちを取り巻く環境には大きな変化が生じています。

特別支援教育をめぐる環境においても、以下のような様々な動きがありました。

ア 特別支援教育に関わる教師の専門性向上に向けた方策

国は、令和4年3月に「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」における報告書を取りまとめ、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のために学校教育が果たすべき役割や、全ての教員が特別支援教育に関する理解を深め、専門性をもつことの重要性等について示しました。具体的には、全ての新規採用職員がおおむね10年以内に特別支援教育を複数年経験することとなる状態を目指し、人事上の措置を講ずるよう努めることや、管理職の登用等に当たっては特別支援教育の経験も含めて総合的に考慮することなどへの対応が求められています。

また、特別支援教育を担う教員の専門性向上を図り、教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、大学の教職課程で共通的に習得すべき資質・能力を示す特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムに基づく新たな教職課程を策定し、令和6年4月には全ての大学で開始されました。

イ 国連・障害者権利委員会による総括所見

令和4年9月、国際連合の障害者権利委員会における日本政府報告に関する総括所見において、よりインクルーシブな取組を求める勧告が出されました。具体的には、障害のある児童・生徒がインクルーシブ教育を受ける権利があることを認識することや、質の高いインクルーシブ教育に関する国家の行動計画を採択することなどへの対応が求められています。

ウ 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議

国が令和5年3月に公表した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の報告書において、通常の学級に在籍し、学習面又は行動面で著しい困

難を示すとされた児童・生徒数の割合は、小・中学校において推定値8.8%、高等学校においては推定値2.2%であることが示され、全ての通常の学級に特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が在籍している可能性があることが改めて示されました。

また、国連・障害者権利委員会の勧告を受け、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境整備を推進していく必要があることも示されました。

こうした状況を踏まえ、校内支援体制の充実や通級による指導の充実、特別支援学校のセンター的機能の充実に加え、特別支援学校と小・中・高等学校のいずれかを一体的に運営し、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が交流及び共同学習を発展的に進める、インクルーシブな学校運営モデルの創設が提示されました。

エ 教育振興基本計画(令和5年度～令和9年度)の策定

国の教育政策全体の方向性や目標、施策等を定める教育振興基本計画(令和5年度～令和9年度)が、令和5年6月に閣議決定されました。同計画は、地方公共団体において教育振興基本計画や教育大綱を策定する際に、その内容を参酌することとされています。持続可能な社会の創り手の育成や日本社会に根差したウェルビーイングの向上をコンセプトとし、16の目標と基本施策、指標が示されています。

特別支援教育に関しては、「小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒数の増加」や「小・中・高等学校等に採用後、おおむね10年目までの期間内において、特別支援学級の教師や、特別支援学校の教師を複数年経験した教師の割合の増加」等が指標として示されています。

(2) 東京都の動向

ア 東京都手話言語条例の施行

都では、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、手話を使用しやすい環境づくりを推進することにより、手話を必要とする人の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会を実現するため、「東京都手話言語条例」を制定し、令和4年9月に施行されました。

イ 東京2025デフリンピックの開催決定

令和4年9月、オーストリア(ウィーン)で開かれた国際ろう者スポーツ委員会の総会において、一般財団法人全日本ろうあ連盟が2025年デフリンピックの開催地に立候補し、日本で初めてとなるデフリンピック大会の東京開催が決定しました。

教育の分野においても、東京2025デフリンピックの開催を契機に、児童・生徒等がデフリンピックへの興味・関心を高めるとともに、聴覚障害への理解を深め、障害の有無にかかわらず、共生していこうとする意識や姿勢を育んでいくことが求められています。

ウ こども未来アクションの策定

都は、チルドレンファーストの東京の実現に向けて具体的なアクションを実践するために、令和5年1月に「こども未来アクション」を策定しました。

本アクションは、子供目線で捉え直した政策の「現在地」と、子供との対話を通じた「継続的なバージョンアップの指針」として、毎年度策定しています。直近の「こども未来アクション2025」では、政策の柱の一つである「[東京型教育モデル]により、教育の質を向上」において、特別な支援を必要とする児童・生徒に対する教育の充実として、特別支援学校と都立高校等の協働的な取組の実施や、デフリンピック大会開催を契機とした聴覚障害教育の推進・理解啓発を重点アクションに位置付け、東京都特別支援教育推進計画(第二期)第三次実施計画(以下「第三次実施計画」という。)とも連動しながら施策を推進していきます。

エ 東京都教育ビジョン(第5次)の策定

令和6年度から令和10年度までの5年間で、都教育委員会として取り組むべき基本的な方針と、その達成に向けた施策展開の方向性を示した「東京都教育ビジョン(第5次)」を令和6年3月に策定・公表しました。

本ビジョンでは、東京が目指す教育のために取り組むべきこととして、「自ら未来を切り拓く力の育成」「誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実」「子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化」の3本の柱を掲げ、その達成に向けた12の「基本的な方針」と30の「今後5か年の施策展開の方向性」を示しています。

本ビジョンの基本的な方針の一つである「教育のインクルージョンの推進」においては、「多様な人が共に支え合う共生社会の実現に向け、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実」を強化のポイントとして掲げています。

オ 東京都教育施策大綱の策定

今後の都における教育施策の基本的な方針を示す、新たな教育施策大綱(令和7年3月)では、「東京の目指す教育」として「誰一人取り残さず、全ての子供が将来への希望を持って、自ら伸び、育つ教育」を実現するために、学びのあり方そのものを見直し、「新たな教育のスタイル」を検討していくことが掲げられています。

特に重要で優先的に取り組む事項として「インクルーシブな教育の推進」を掲げ、多様な人が共に支え合う共生社会の実現に向け、誰もがやりたい自分を実現し、一人ひとりの個性を強みとして発揮できるよう、多様な人々と交流し、共に学ぶ環境を提供することが重要であると位置付けています。

カ 2050東京戦略の策定

2050年代に東京が目指す姿として、新たな「ビジョン」を描き、バックキャストの視点で「ビジョン」を実現するための2035年に向けた戦略を定めた、都政運営の新たな羅針盤である「2050東京戦略」(令和7年3月)では、共生社会実現に向けた取組を一層推進し、環境整備を促進することとしています。

ビジョンを実現するため、多様な学びの場を備えたインクルーシブな教育をさらに推進するなど、「インクルーシブシティ東京」の実現に向けた政策に取り組んでいくこととしています。

2 第三次実施計画の策定の考え方

共に学び支え合う共生社会「インクルーシブシティ東京」の実現に向けては、多様な個性をもつ全ての子供が自ら伸び、育つために、誰一人取り残さず、子供たちのもつ力や伸びようとする意欲を引き出すことが必要です。

障害のある児童・生徒等一人ひとりの能力を最大限に伸ばし、それぞれの状況に応じた自立と社会参加を促進するためには、子供たちにとって最適な学びの場につなぐ就学相談機能の充実や、一人ひとりの教育的ニーズに応える指導を提供できる多様な学びの場を充実・整備することが何よりも重要です。その上で、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の交流及び共同学習の促進を、着実に進めていくことが必要です。

推進計画(第二期)は、障害のある児童・生徒等も障害のない児童・生徒等も共に学び、互いに理解を深められる共生社会の実現を目指して策定しました。

第三次実施計画においては、東京都教育ビジョン(第5次)や東京都教育施策大綱等も踏まえつつ、長期計画である推進計画(第二期)の理念を基礎とし、社会状況等の変化に対応した施策を進めることで、全ての学びの場における特別支援教育の充実を図っていきます。

(1)これまでの成果に立脚した特別支援教育の更なる充実

第一次実施計画及び第二次実施計画に基づく施策の展開により、障害の種類と程度や多様な教育ニーズに応じた都立特別支援学校の再編、指導内容の充実、教育条件の整備等に取り組む、都の特別支援教育は着実に進展・充実しています。

今後も子供たち一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うため、都立特別支援学校の規模と配置の適正化や全ての学びの場における特別支援教育の更なる充実、全ての教員の特別支援教育に関する専門性向上など、特別支援教育の充実に向けた取組をより一層推進していく必要があります。

第三次実施計画においては、これまでの取組の成果を踏まえながら、更に強化・充実を図っていきます。

なお、第二次実施計画の実施状況報告は別添として巻末に記載しています。

(2) 新たな将来推計に基づく教育環境の整備

特別支援教育の進展に伴い、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級等に在籍する児童・生徒数は増加傾向が続いています。今後の特別支援教育の充実を図る上では、その対象となる障害のある児童・生徒数の将来推計が重要となります。

都教育委員会では、第三次実施計画の策定に当たり、特別支援学校の在籍者数及び小・中学校の特別支援学級等の在籍者・利用者数に関する推計を行いました。その結果は、下表のとおりです。

(単位:人)

学校・障害種別	令和6年度 (実数)	令和9年度	令和13年度	令和16年度
特別支援学校*1	14,670	15,844	16,485	16,253
視覚障害	192	162	153	147
聴覚障害	603	559	526	493
肢体不自由	2,150	2,137	2,021	1,886
知的障害	11,494	12,776	13,594	13,551
病弱	231	210	191	176
小・中学校*2	51,650	57,525	60,981	58,854
知的障害(特別支援学級)	12,918	14,388	15,395	14,864
特別支援教室	32,605	36,820	39,816	38,665
その他	6,127	6,317	5,770	5,325

*1 区立特別支援学校を含む。 *2 義務教育学校及び中等教育学校(前期課程)を含む。

特別支援学校の推計値を見ると、令和6年度の在籍者数(実数)が、14,670人ですが、令和16年度には、約16,300人にまで増加する見込みとなっています。特に、知的障害特別支援学校の在籍者数については、今後10年間で約2,100人増加することが見込まれています。

また、小・中学校の特別支援学級等の推計値を見ると、令和6年度の在籍者・利用者数(実数)は、51,650人ですが、令和16年度には、約58,900人となる見込みとなっています。

推進計画(第二期)の計画期間は令和9年度までとしていますが、知的障害特別支援学校等の在籍者数が令和9年度以降も増加することなどを見据えて、取組を進める必要があります。

都教育委員会では、こうした推計結果を基に、国が令和3年9月に公布した特別支援学校の設置基準も踏まえ、障害のある児童・生徒等の教育環境の充実を図るため、特別支援学校の適正規模・適正配置などの取組を、今後も着実に進めていきます。

(3)変化に対応した特別支援教育の推進

特別支援教育を必要とする児童・生徒数の増加や、令和4年9月の障害者権利委員会对日審査における総括所見等を踏まえ、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境の整備をはじめ、よりインクルーシブな社会の実現に向けて、関連施策等の更なる充実が求められています。

多様な人が共に支え合う共生社会の実現に向けては、障害の種別・程度に関わらず、地域で安心して暮らせる社会の構築を目指し、様々な心身の特性や考え方について理解を深め、学校・家庭・地域・区市町村・関係機関等が互いに連携しながら、社会全体で子供の成長を支援していくことが重要です。

第三次実施計画においては、新たな取組分野として「インクルーシブな教育の更なる推進に向けた取組」を設定し、関連事業を体系的に示すこととしました。

具体的な取組としては、地域の学校で学ぶことができる環境を整備するために、小・中学校へのインクルーシブ教育支援員の配置をサポートしていきます。

また、どの学校、どの学年、どの学級にも特別な支援を必要とする生徒が在籍するという認識に立ち、各校が児童・生徒一人ひとりに応じた発達障害教育の推進等を図っていきます。

さらに、令和7年度から、隣接・近接する都立特別支援学校と都立高校の各5校で、障害のある生徒等と障害のない生徒が日常的に共に学ぶ環境の整備に向け、都立特別支援学校と都立高校との協働的な取組を実施します。また、この取組のノウハウの蓄積や成果検証等を踏まえ、中長期的にはインクルーシブな教育の更なる推進に向け、一つの敷地又は一つの施設内に都立特別支援学校及び都立高校が入る「分校・分教室型」の学校設置に向けた検討を進めていきます。

こうした取組と併せて、特別支援学校、特別支援学級等への就学や入級を希望するニーズにも引き続き対応するため、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校などの連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を進めていきます。

次のページでは、第三次実施計画における主な事業を記載しています。各事業の詳細については、第2部「第三次実施計画の具体的な展開」をご参照ください。

施策の方向性Ⅰ 特別支援学校における特別支援教育の充実

- 都立特別支援学校に在籍する児童・生徒等の障害の多様化・重複化や、都立知的障害特別支援学校の在籍者数の増加等に伴う、都立特別支援学校の教室確保が課題となっていることから、引き続き新設・改築等により教室整備を進めるとともに、教室環境の充実に向け、特別支援学校の新設や改築などの際に、新たな施設整備の手法の取り入れを検討していきます。
- 医療的ケア児への支援の充実を図るため、引き続き保護者の付添い期間の短縮や学校看護師の確保に努めていきます。

施策の方向性Ⅱ 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実

- 小・中学校に在籍する発達障害等のある児童・生徒が、学校で安心して過ごせるよう、障害特性に応じた支援のポイントをまとめた指導資料の作成や、支援員の配置支援を通じて、発達障害教育の推進を図っていきます。
- 都立高校等に在籍する発達障害等のある生徒に対し、個人の適性や能力に応じた就労・進学に必要なスキルを身に付けさせ、将来希望する進路の実現につなげるため、キャリア支援プログラムを実施していきます。

施策の方向性Ⅲ 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進

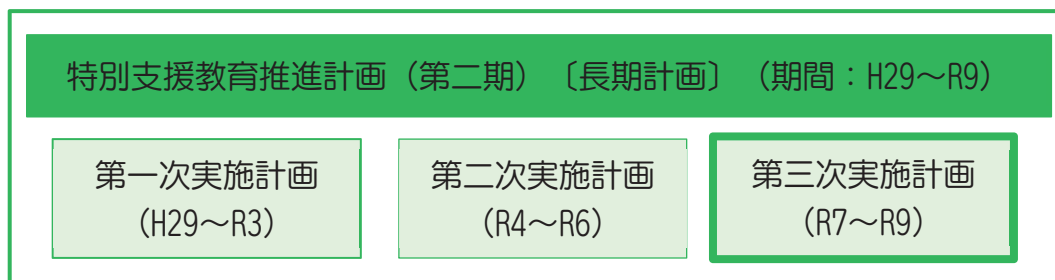
- 都立特別支援学校と都立高校等が協働して日常的に共に学ぶことができる環境の整備や、小・中学校におけるインクルーシブな教育の推進等について検討していきます。
- 東京2025デフリンピックの開催を契機とした聴覚障害教育の推進と聴覚障害への理解啓発を行っていきます。

施策の方向性Ⅳ 特別支援教育を推進する体制の整備・充実

- 都立特別支援学校と小・中学校間で異校種期限付異動を行っている教員同士が、好事例を共有する連絡会や研修を実施するネットワークを構築し、専門性を発揮する教員を支援していきます。
- 就学に向けた手続の円滑化を図るとともに、都教育委員会・区市町村教育委員会・都立特別支援学校による継続した教育相談を実施する仕組みや、「学びの場」の柔軟な見直しの手立てを構築していきます。

3 第三次実施計画の計画期間

長期計画である推進計画(第二期)の計画期間は、平成29年度から令和9年度までの11年間で、第一次実施計画の計画期間は、平成29年度から令和3年度までの5年間、第二次実施計画の計画期間は令和4年度から令和6年度までの3年間でした。今回の第三次実施計画の計画期間は、令和7年度から令和9年度までの3年間とします。



4 国・都・区市町村が一体となった特別支援教育の推進

都教育委員会は、推進計画(第二期)の策定時に、国の動向を踏まえつつ、区市町村との適切な役割分担の下で、特別支援教育の充実を図っていく考え方を示しました。第三次実施計画においても、引き続き適切な役割分担の下でそれぞれの施策を推進していきます。

(1) 都教育委員会の役割

都教育委員会は、全ての公立学校における特別支援教育の充実を図るため、区市町村教育委員会や各校における実態を踏まえつつ、障害のある児童・生徒等の能力を最大限に伸ばす様々な事業を展開していきます。

また、特別支援教育を推進するための体制整備として、特別支援学校のみならず、小・中学校及び都立高校等を含めた教員全体への特別支援教育の理解の浸透と専門性の向上を図っていくほか、乳幼児期から学校卒業後の自立までを見据えて、教育分野だけでなく、保健・医療・福祉・労働等の各関係機関との連携を推進していきます。

さらには、共に学び支え合う共生社会を実現するため、社会全体の理解を一層促進していきます。

こうした観点とともに、国におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けた動向、学習指導要領の基本的な考え方等も踏まえ、推進計画(第二期)に基づく施策を的確・迅速に進め、都における特別支援教育の更なる充実を図っていきます。

(2) 区市町村教育委員会の役割

区市町村教育委員会は、推進計画(第二期)の趣旨や各施策の方向性を十分に踏まえ、全ての学校・学年・学級に特別な指導・支援を必要とする児童・生徒が在籍するとの認識の下、各自治体における特別支援教育の充実・発展に努めていく役割を担っています。

この役割を十分果たすためには、小・中学校の特別支援学級や全校に導入された特別支援教室における教育の質の向上に向けた取組だけではなく、医療的ケア児支援法の趣旨を踏まえた実施体制の充実などが求められます。

また、保護者の意向を尊重しながら、障害のある児童・生徒等が適切な就学先を決定することができるよう、就学相談等の機能強化や保護者等への情報提供などを進めていく必要があります。

さらに、全ての教職員の特別支援教育への理解に基づく合理的配慮の適切な提供や、その基礎となる教育環境の一層の改善を図ることが求められます。

こうした観点から、各区市町村教育委員会においては、都教育委員会との緊密な連携の下、障害のある児童・生徒等への支援体制の整備を図っていくことが望まれます。

(3) 都立特別支援学校の役割

都立特別支援学校は、障害のある児童・生徒等一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を充実させることで、児童・生徒等の自立や社会参加を実現していくため、校長を中心として、全ての教職員が高い専門性を発揮できる指導体制を構築することが引き続き求められます。

また、都立特別支援学校は、地域における特別支援教育のセンター的機能⁴の発揮という重要な役割を担っています。全ての学びの場における教育を充実させていくためには、都立特別

⁴ 都立特別支援学校が、地域の幼稚園や小・中学校、高校等における特別支援教育の推進・充実に向けて、各校や区市町村教育委員会等の要請に応じて必要な助言や援助を行う機能のこと。学校教育法第74条では、「特別支援学校においては、(略)、幼稚園、小学校、中学校、義務教育

支援学校が蓄積した専門的な知識や技能を用いて、区市町村教育委員会をはじめとする関係機関と連携を深めながら、地域の幼稚園や保育所、小・中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実を支援していくことが、一層求められます。

さらに、副籍制度⁵等により、都立特別支援学校と小・中学校との間で、交流及び共同学習を充実させるなど、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が共に学ぶ場を多く創出していくことも必要です。

こうした取組を進めることにより、障害のある児童・生徒等の地域での生活の充実を図るとともに、将来の自立と社会参加を実現するための教育を一層充実させていく必要があります。

(4)小・中学校及び都立高校等の役割

小・中学校及び都立高校等は、発達障害を含めた障害のある児童・生徒が多数在籍している状況を踏まえて、障害に応じた指導・支援等の更なる充実を図ることが求められます。このため、障害の種類と程度に即した適切な指導・支援を行うことができるよう、特別支援教育コーディネーター⁶を中心とした校内体制の整備を図る必要があります。

また、小・中学校及び都立高校等においては、個々の児童・生徒への指導・支援や合理的配慮の適切な提供方法等について、特別支援学校が担うセンター的機能も活用し、実践を重ねていくことが望まれます。その際には、通常の学級に在籍する個別な配慮を必要とする児童・生徒等について、きめ細かく把握する必要があります。小・中学校や都立高校等との学校間の交流及び共同学習のみならず、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を一層充実させていくことも重要です。さらには、こうした取組への協力を得るために、保護者や地域の人々に対して、共生社会の実現に向けた理解促進に資する取組を積極的に行っていくことが求められています。

学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第81条第1項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言を行うよう努めるものとする。」と規定されている。

⁵ 都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校に副次的な籍（副籍）を持ち、直接的な交流（小・中学校の学校行事や地域行事等における交流、小・中学校の学習活動への参加等）や間接的な交流（学校・学年・学級だよりの交換等）を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度

⁶ 学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」として指名している。

5 第三次実施計画における施策の体系

施策の方向性	施策	取組分野	第三次実施計画における個別事業
I 特別支援学校における特別支援教育の充実	1 主体的・積極的な社会参画に向けた個に応じた指導・支援の充実	(1) 障害の種類と程度に応じた指導・支援の充実	① 個別指導計画を活用した教育の充実 [P.32] ② 準ずる教育課程の教育内容・方法の充実 [P.33] ③ 自立活動を主とする教育課程の充実 [P.34] ④ 知的障害教育における教育課程の充実 [P.34] ⑤ 教職員等の手話技能向上に向けた取組 [P.35]
		(2) 自らの望む将来を実現するためのキャリア教育等の充実	① キャリア教育の充実 [P.37] ② 職業教育の充実 [P.38] ③ 進学指導の充実 [P.39]
	2 多様な教育ニーズに応える特色ある学校づくりの推進	(1) 都立特別支援学校の規模と配置の適正化	① 視覚障害特別支援学校及び聴覚障害特別支援学校の適正な規模と配置 [P.41] ② 知的障害特別支援学校の適正な規模と配置 [P.41] ③ 肢体不自由特別支援学校及び病弱特別支援学校の適正な規模と配置 [P.43] ④ 島しょ地域における特別支援学校の分教室の在り方 [P.44] ⑤ 施設整備計画 [P.45]
		(2) 多様な教育ニーズに即した特色ある教育活動の推進	① 視覚障害や聴覚障害のある乳幼児への早期からの適切な支援 [P.48] ② 職能開発科の設置の推進 [P.49] ③ 強度行動障害に対する教育活動の展開 [P.50]
		(3) 様々な分野の専門家を活用した指導・支援体制の充実	① 盲ろう重複障害への対応に係る外部専門家の活用 [P.51] ② 将来の自立と社会参加を見据えた専門性の高い指導の実施 [P.51] ③ 教員と学校介護職員の協働による指導体制の確立 [P.51] ④ 専門家を活用した自立活動の充実 [P.52] ⑤ 視覚障害特別支援学校における歩行訓練士の活用 [P.52] ⑥ スクールカウンセラー等の活用による教育相談の充実 [P.53]
	3 質の高い教育を支える教育環境の整備・充実	(1) 都立特別支援学校の施設設備の充実	① 新たな考え方に基づく施設整備の展開 [P.56] ② 老朽校舎の改築・大規模改修 [P.58] ③ 省エネ・再エネの推進 [P.58] ④ 障害者スポーツの振興に向けた施設設備の充実 [P.59]
		(2) 特別支援教育を推進する教育諸条件の整備	① 児童・生徒の通学環境の改善(スクールバスの充実) [P.60] ② 医療的ケア児への支援の充実 [P.60] ③ 聴覚障害特別支援学校における放課後の居場所づくり [P.65] ④ 寄宿舎の適正な規模と配置及び施設の有効活用 [P.66] ⑤ 寄宿舎で生活する児童・生徒の安全・安心の確保 [P.66] ⑥ 就学奨励事業による保護者の経済的負担の軽減 [P.66]

施策の方向性	施策	取組分野	第三次実施計画における個別事業
Ⅱ 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実	1 小学校・中学校における特別支援教育の充実	(1) 小学校・中学校における個に応じた指導・支援の充実と教育環境の整備	① 学校生活支援シート及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実 [P.72] ② 知的障害特別支援学級の指導内容・方法の充実 [P.72] ③ センターの機能を活用した小・中学校教員の専門性向上 [P.73] ④ 区市町村における早期連携・早期支援のための体制整備への支援 [P.74]
		(2) 小学校・中学校における発達障害教育の推進	① 特別支援教室の円滑な運営 [P.76] ② 特別支援教室の指導内容・方法の研究・開発 [P.77] ③ 発達障害のある児童・生徒が在籍学級で安心して過ごせる体制の充実 [P.78]
	2 都立高校等における特別支援教育の充実	(1) 都立高校等における個に応じた指導・支援の充実と教育環境の整備	① 学校生活支援シート及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実 [P.81] ② 都立高校等に在籍する障害のある生徒への適切な支援の実施 [P.81] ③ 進路指導の充実 [P.81] ④ 長期入院中の生徒に対する学習機会の保障 [P.82]
		(2) 都立高校等における発達障害教育の推進	① 通級による指導の充実 [P.84] ② 都立学校発達障害教育推進エリアネットワークの整備 [P.84] ③ 心理の専門家による相談支援体制の整備 [P.85] ④ 学校外で実施するコミュニケーションアシスト講座の実施 [P.85] ⑤ キャリア支援プログラムの実施 [P.86] ⑥ 通級による指導の指導内容の充実 [P.86] ⑦ 発達障害教育に対する教員の理解推進 [P.87] ⑧ 都立高等学校等発達障害支援研究協議会の実施 [P.87]

施策の方向性	施策	取組分野	第三次実施計画における個別事業
Ⅲ 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進	1 変化する社会において自立して生きるための力の育成	(1) インクルーシブな教育の更なる推進に向けた取組	① 特別支援学校と都立高校等の協働的な取組 [P.90] ② 学校におけるインクルージョンに関する実践的研究 [P.90] ③ 特別支援学校と地域の小・中学校及び都立高校等との交流及び共同学習 [P.91] ④ インクルーシブ教育支援員の配置 [P.92] ⑤ 副籍制度の充実による交流活動の推進 [P.93]
		(2) 言語や文化に親しむ教育の推進	① 国際理解教育の充実 [P.95] ② 言語活動及び読書活動の充実 [P.95] ③ 特別支援学校における図書館システムの導入 [P.96]
		(3) 幼児・児童・生徒の安全確保に向けた防災教育等の推進	① 特別支援学校における安全・防災に関する指導の充実 [P.97] ② 特別支援学校における防災訓練の充実 [P.97]
		(4) 責任ある個人として主体的に生きるための力の育成	① 特別支援学校における主権者教育・消費者教育の充実 [P.99] ② 特別支援学校の児童・生徒の健全育成の充実 [P.99] ③ 社会の課題に対応した教育活動の展開 [P.99]
	2 デジタルを活用した教育活動の展開	(1) デジタルを活用した教育の充実	① 自立と社会参加を見据えた情報教育の充実 [P.103] ② デジタルを活用した指導内容・方法の研究・開発 [P.104] ③ 準ずる教育課程におけるデジタルを活用した他校との共同学習 [P.106]
		(2) デジタルを活用した教育を推進するための環境整備	① TOKYOスマート・スクール・プロジェクトの推進 [P.108] ② 聴覚障害教育における情報保障のデジタル化の推進 [P.108] ③ 病弱教育におけるデジタルを活用した教育の充実 [P.109]
	3 豊かな心と健やかな体を育むためのスポーツ・芸術教育等の推進	(1) 障害者スポーツを通じた教育活動の推進	① 特別支援学校におけるスポーツ教育推進事業 [P.111] ② 障害者スポーツの振興に向けた施設設備の充実 [P.112] ③ デフリンピック大会開催を契機とした聴覚障害教育の推進・理解啓発 [P.112]
		(2) 芸術教育の充実	① 芸術系大学等と連携した芸術教育の推進 [P.114] ② 芸術・文化に専門的な知見・技術を有する指導員を活用した部活動振興 [P.115] ③ 東京都特別支援学校総合文化祭等の開催 [P.115]

施策の方向性	施策	取組分野	第三次実施計画における個別事業
IV 特別支援教育を推進する体制の整備・充実	1 専門性の高い教員の確保・育成	(1) 大学等と連携した質の高い人材の養成・確保	① 東京教師養成塾を活用した人材養成 [P.120] ② 教員養成系大学等との連携による特別支援教育の推進 [P.120] ③ 教員志望者を対象とした特別支援教育の魅力発信 [P.121] ④ 特別支援学校教諭免許状の取得等による専門性の向上 [P.121]
		(2) 教員の柔軟な配置	① 特別支援学校教諭免許状保有者の積極的な活用等 [P.124] ② 異校種期限付異動による教員の専門性向上 [P.124] ③ 異校種人事ネットワークの構築 [P.125] ④ 短期人事交流による教員の専門性向上 [P.126] ⑤ 特別支援学級中核教員の認定 [P.126]
		(3) 専門性の向上に向けた研修等の充実	① 全ての学校における特別支援教育に関する研修の充実 [P.128] ② 特別支援教育に関する指導経験を踏まえた教員の専門性向上 [P.129] ③ 指導教諭を活用した教員全体の専門性向上 [P.130] ④ センターの機能を活用した小・中学校教員の専門性向上 [P.130] ⑤ 島しょ地域の教員の専門性向上への支援 [P.130] ⑥ 区市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事及び特別支援学級設置校管理職の専門性向上への支援 [P.131]
	2 学校や区市町村に対する総合的な支援体制の充実	(1) 特別支援教育の充実に向けた学校経営力の向上	① 学校における働き方改革の推進に向けた取組 [P.134] ② 特別支援学校における学校経営計画等の策定 [P.134] ③ 東京都学校経営支援センターによる支援 [P.135]
		(2) 特別支援教育に関する多様な支援機能の充実	① 特別支援学校のセンター的機能を生かした地域等への支援 [P.136] ② 都教育委員会の指導主事等の派遣による支援 [P.137] ③ 東京都教育支援機構(TEPRO)による学校への多角的な支援 [P.137] ④ 合理的配慮の適切な提供に向けた支援 [P.138] ⑤ 発達障害教育に関する教員等への支援 [P.139] ⑥ 教員による特別支援教育に係る研究活動の活性化 [P.139]
		(3) 特別支援教育に関する就学相談、教育相談等の機能の充実	① 就学相談の機能充実 [P.140] ② 東京都教育相談センターにおける相談の充実 [P.143]
	3 関係機関等との連携強化及び特別支援教育の理解促進	(1) 一貫した指導・支援の充実に向けた関係機関等との連携強化	① 就労支援(企業開拓)チームによる企業開拓 [P.146] ② 企業向けセミナー等の開催 [P.146] ③ 民間等の活用による企業開拓 [P.147] ④ 特別支援学校卒業生の職場定着支援 [P.147]
		(2) 共生社会の実現に向けた特別支援教育の理解促進	① 特別支援学校の授業公開や公開講座等の実施を通じた理解促進 [P.149] ② 学校と地域とのつながりの強化 [P.150] ③ 特別支援学校等卒業後の学びの充実 [P.151] ④ 「インクルーシブな学び」プログラム事業の実施 [P.151] ⑤ 都民の理解の促進 [P.152]

